**日高村防犯灯設置補助金交付要綱**

（趣旨）

第1条　この要綱は、日高村防犯灯設置補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第２条　村長は、犯罪や事故をなくすため、防犯灯の設置（蛍光灯をLEDに転換する場合も含む。以下同じ。）をしようとする自治会に対して、防犯灯設置に要する経費へ補助金を交付する。

(設置基準)

第３条　防犯灯の設置基準は、次のとおりとする。

(1)　防犯灯の設置条件

(ア)　防犯灯は、既設の防犯灯又はこれに類する照明灯から概ね50メートルに1基を基準とする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この基準を変更することができる。

(イ)　防犯灯は、環境その他の状況を勘案し、設置する。

(ウ)　防犯灯が設置される電柱等に隣接する住宅がある場合又は民地を借用する場合又は農地などに防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、予めその所有者の同意が得られていることとする。

(エ)　設置後の防犯灯の維持管理については、自治会が行い、これに係る費用は自治会が負担する。

(補助対象経費)

第４条　補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。

(1)　防犯灯（ＬＥＤ）の新設・移設・取替に要する経費。ただし、電柱の建柱にかかる経費は除く。

(2)　防犯灯（蛍光灯）から防犯灯（ＬＥＤ）への転換に要する経費。

(防犯灯の規格、形状等)

第５条　防犯灯の規格・形状は、次のとおりとする。

(1)　20ワット直型蛍光管程度のLEDを使用する外付け自動点滅スイッチ付き

防犯灯。

（補助額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、一灯あたりの補助回数は、一回限りとする。

２　補助金の額の算定に当たっては、千円単位の額となるものとし、端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第７条　防犯灯を設置し、補助金の交付を受けようとする自治会は、日高村防犯灯設置補助金交付申請書（第１号様式）を村長に出するものとする。

（交付決定）

第８条　村長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、日高村防犯灯設置補助金交付決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条 申請者は、補助事業が完了したときは、日高村防犯灯設置補助事業実績報告書（第３号様式）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、遅滞なく村長に報告しなければならない。

(1) 防犯灯の設置等に要した工事費支払明細書（写し）

(2) その他村長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第１０条 村長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該実績報告書及び添付書類等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、日高村防犯灯設置補助金確定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成26年6月24日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。